

投票者総数と投票総数に齟齬が発生した場合のフローチャート

従事職員	選管担当者	選管係長	事務長・選管局長	関係機関
	投票者総数と投票総数に齟齬が発生			
●本部付 2.2人1組となって、開披台や作業机に票が残されていないか確認する	●開票担当者 1.本部付に票の確認を指示 ●開票担当者 3.投票箱の開披した数に誤りがないか再度確認する 4.齟齬判明時点での開票集計システムのバックアップをとる			
	●開票担当者 5.選管局長・開票担当係長・投票担当係長を集め、投票者総数と投票総数に齟齬が発生していることを報告 ●投票担当者 12.投票者数の再点検を実施する(1選挙につき所要時間:3時間程度、必要人員:7名) ・期日前投票(必要人員:1名) →年代別投票状況(期日前・不在者投票システムから出力したcsv)と速報値の突合 ・不在者投票(必要人員:1名) →速報値(不在者投票者数)と不在者投票に関する調査の突合 ・在外投票(必要人員:1名) →速報値(在外投票者数)と在外投票に関する調査+投票録(当日投票所在外投票者数)の突合 ・当日投票(必要人員:7名) →時間別投票者数集計表と投票録の突合(2名) →時間別投票者数集計表の算出チェック(7名) →当日投票システムでの投票者数の点検(7名) →当日投票所の残票集計(7名) ●開票担当者 13.投票数の再点検を実施する(1選挙につき所要時間:3時間程度、必要人員:40名) ・開票担当者・集計班・庶務班にて、計数機を使用して端数票(回示票含む)の計数を実施する ・計数した端数票は開票集計システムのログと突合し、読み込み漏れがないか確認する ・端数票の計数誤りや集計の読み込み漏れがなかった場合、計数機を使用して500票束の計数を実施する ・計数した500票束は開票集計システムのログと突合し、読み込み漏れがないか確認する ※詳細は、再計数手順書を参照	●開票担当係長 6.東京都選挙管理委員会に状況を報告し、指示を仰ぐ ●選管局長 8.開票担当係長とともに事務長に報告する ●事務長 9.開票管理者及び立会人に報告する ・投票者総数と投票総数に齟齬が発生 ・投票者数及び投票数の再点検の指示 10.報告後、開票所内にアナウンス ●選管局長 11.必要に応じて、広聴広報課立会いのもと、報道機関に状況を説明する	●東京都選挙管理委員会 7.投票者数及び投票数の再点検の指示を想定	
【投票者数に誤りがあった場合】	●集計班 19.開票担当から受け取った投票速報をもとに開票集計システムを修正し、開票速報を作成する ●速報担当者 18.投票速報を修正(選管局長・投票担当係長の決裁)し、開票担当に情報提供する	●投票担当係長 14.選管局長及び開票担当係長に報告する ●開票担当係長 15.東京都選挙管理委員会に状況を報告し、指示を仰ぐ ●開票担当係長 17.事務長・選管局長・投票担当係長に状況を説明し、各担当に対応を指示する	●事務長 18.選管局長とともに開票管理者・立会人に報告する ●選管局長 20.投票担当係長とともにプレスの作成 ●事務長 21.開票所内に「投票者数」及び「開票率など」の訂正に係るアナウンス ●選管局長 23.必要に応じて、広聴広報課立会いのもと、報道機関に状況を説明する	●東京都選挙管理委員会 16.投票速報(確定報告)及び開票速報の訂正の指示を想定 ●広聴広報課 22.開票所内と区ホームページ上にプレス及び訂正後の「投票速報・開票速報」を公表する
【投票数に誤りがあった場合】	●集計班 18.正しく作成されたバーコード付投票を読み込み、開票速報を作成する	●開票担当係長 14.選管局長及び投票担当係長に報告する 15.東京都選挙管理委員会に報告し、指示を仰ぐ ●開票担当係長 17.事務長・選管局長及び開票担当者に状況を説明し、集計班に対応を指示する	●事務長 19.選管局長とともに開票管理者・立会人に報告する 20.報告後、開票所内にアナウンス ●選管局長 22.必要に応じて、広聴広報課立会いのもと、報道機関に状況を説明する	●東京都選挙管理委員会 16.開票速報の訂正(必要がある場合)の指示を想定 ●広聴広報課 21.開票所内と区ホームページ上に訂正後の「開票速報」を公表する
【投票者数及び投票数に誤りがなかった場合】		●投票担当係長 14.選管局長及び開票担当係長に報告する ●開票担当係長 15.選管局長及び投票担当係長に報告する 16.東京都選挙管理委員会に状況を報告し、指示を仰ぐ ●開票担当係長 18.事務長・選管局長・投票担当係長・開票担当者に報告する ●開票担当係長 21.開票速報及び開票録の作成準備を指示する	●事務長 19.選管局長とともに開票管理者・立会人に報告する 20.報告後、開票所内にアナウンス ●選管局長 22.必要に応じて、広聴広報課立会いのもと、報道機関に状況を説明する	●東京都選挙管理委員会 17.指示は「このまま開票確定する」と想定 ※異なる指示があった場合は、適宜協議して進める